(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その５　７か月～５日契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用	38,350	33,530	28,710	23,890	19,080	14,260	9,440	
		自家用	11,500	10,520	9,540	8,550	7,570	6,590	5,600	
営業用乗用自動車		A	82,870	71,690	60,510	49,330	38,150	26,980	15,800	
		B	66,080	57,300	48,520	39,740	30,960	22,180	13,400	
		C	50,560	44,000	37,430	30,870	24,310	17,750	11,180	
		D	23,870	21,120	18,370	15,620	12,870	10,120	7,370	
自家用乗用自動車			11,460	10,480	9,510	8,530	7,550	6,580	5,600	
けん引普通貨物及び自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	31,040	27,260	23,490	19,710	15,940	12,170	8,390	
		最大積載量が２トン以下のもの	22,140	19,640	17,130	14,630	12,130	9,630	7,120	
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	22,760	20,170	17,580	14,990	12,400	9,810	7,210	
		最大積載量が２トン以下のもの	15,950	14,330	12,710	11,090	9,480	7,860	6,240	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用	19,380	17,270	15,160	13,050	10,950	8,840	6,730	
		自家用	12,000	10,950	9,890	8,840	7,780	6,730	5,670	
小型二輪自動車			7,280	6,900	6,520	6,140	5,760	5,380	5,000	
軽自動車		検査対象車	11,030	10,110	9,190	8,280	7,370	6,450	5,540	
		検査対象外車								
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,630	6,340	6,060	5,770	5,480	5,190	4,910	
緊急自動車			5,880	5,700	5,520	5,340	5,160	4,980	4,800	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,770	9,030	8,300	7,560	6,830	6,090	5,350	4,740
	(ロ) 小型二輪自動車		6,540	6,260	5,990	5,720	5,440	5,170	4,890	4,670
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,540	6,260	5,990	5,720	5,440	5,170	4,890	4,670
		検査対象外車	6,540	6,270	6,000	5,730	5,460	5,180	4,910	4,690
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		6,170	5,950	5,730	5,510	5,290	5,060	4,840	
	(ロ) 教習用自動車		6,170	5,950	5,730	5,510	5,290	5,060	4,840	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	13,540	12,270	10,990	9,720	8,440	7,170	5,890	
		b 小型二輪自動車	8,220	7,710	7,190	6,680	6,160	5,650	5,130	
		c 軽自動車 検査対象車	8,220	7,710	7,190	6,680	6,160	5,650	5,130	
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別　表

地域名等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

（注）　大阪市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。